

豊川市監査公表第42号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年11月30日

豊川市監査委員	武田久計
同	鈴木篤男
同	中川雅之

別紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

市民部一宮支所

2 監査の範囲

平成31年4月1日～ 令和2年11月17日

3 監査の実施期間

令和2年9月18日～ 令和2年11月17日

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

ア 財産の管理に関する事務について

(2) 一般項目

ア 公金の取扱事務について

イ 随意契約に関する事務について

ウ 契約に関する事務について

エ 補助金・交付金に関する事務について

オ 庶務その他事務について

5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、適正に執行されていると認められた。